

## 連帯保証人内容説明書

私は、入居者\_\_\_\_\_の連帯保証人となるにあたり下記の内容により連帯保証の内容について了承します。

### 記

- ◆ 連帯保証人とは、民法 454 条、458 条の債務者（入居者）と連帯して債務を負う保証人をいう。

すなわち、債務者（入居者）と全く同じ法律上の責任を負う保証人を連帯保証人という。

保証人のような反論ができず、他に保証人がいてもその金額を返済する法律上の義務を負う。

つまり、連帯保証人には、保証人の場合の「分別の利益」「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」を有しないのである。

それゆえ、連帯保証人が複数いるときでも、債権者（福島町）はそれぞれの連帯保証人に全額の返済を求めることができるので、連帯保証人同士が話し合っ  
て、分担し返済することができないこととなり、債権者（福島町）がいきなり連帯保証人に全額返済を求めてきても、連帯保証人はこれを拒むことができないこととなる。（請求の絶対的効力）

つまり連帯保証人とは、借金した本人と全く同じ法律上の責任を問われるのであり、自分が借りたと同じ程度の強い責任を負わされているのであるから、債務者本人と完全に同等の義務があるということになる。

平成 年 月 日

連帯保証人 住 所 松前郡福島町字  
氏 名

